

「2025年に向けた医療機能確保関係調査等業務委託」（公募型プロポーザル）質問回答書（令和2年3月13日）

項目等	該当資料	質問内容	回答	
1 2 3	作成様式等について	提案書作成要領 P1, P3	提案書作成要領「4参加表明手続（1）提出物」に委託業務経歴書（要領2）の記載がある通り、既に参加意向申出の際に提出済みですが、同要領「9提案書等の提出（1）提出物」にも委託業務経歴書（要領2）の提出が必要とあります。これは間違いございませんでしょうか。	公平な審査を行うため、提案者の社名について記載がない状態で委託業務経歴書（要領2）を提出いただきたい趣旨です。なお、提案者の社名が記載された状態で提出された場合は、該当部分を黒塗りいたします。あらかじめご了承ください。
		提案書作成要領 P3	提案書作成要領「9提案書等の提出（1）提出物」に「管理責任者、作業担当者の同種・類似業務実績（要領4）」があります。これは1名につき代表的な業務実績を1件記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、2件以上の記載を妨げるものではありません。
		—	プロポーザル関係書類提出要請書において「提案書の内容には、提案者の社名が特定できる社名やロゴは記載しないでください」との記載があります。業務実績として具体的な業務名や発注者名を記載することは上記に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	業務内容について	業務説明資料 P1、「4 委託概要」	「業務説明資料」4. 委託概要において、「本市の医療需要（患者想定数）及び供給能力（各病院の患者受入可能数）の現状及び将来見込みを数値化し、2025年に向けた推計病床数の検証支援を行うもの」とありますが、 ・医療需要は、入院患者・入院外患者両方を含みますか ・「供給能力（各病院の患者受入可能数）」については、診療所（有床診療所を含む）は対象外という理解でよろしいでしょうか。 ・「供給能力（各病院の患者受入可能数）」については、病院の外来機能も含みますか	・医療需要は、入院患者のみを想定しています。 ・「供給能力（各病院の患者受入可能数）」については、診療所（有床診療所を含む）は対象外です。 ・「供給能力（各病院の患者受入可能数）」については、病院の入院機能のみを想定しています。
5		業務説明資料 P1、「6 業務概要（1）」	「数値化にあたっては、以下のデータ等を活用し、複数パターンでの算出」とありますが、病床機能報告、病院報告、医療施設調査、患者調査、施設基準の届出受理状況などについて、公開データを用いることを前提と考えてもよろしいでしょうか。それとも、情報公開請求まで含めて考えたほうがよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、公開データを用いることを前提としています。 なお、客観性の高い独自データを活用した提案を妨げるものではありません。（成果物は原則公開対象となります。）
6		業務説明資料 P1、「6 業務概要（1）」	調査に用いるデータについてお伺いいたします。受託側が公表データ等から用意するほかに、貴市が所有している、もしくは入手可能である非公表データ（例えばKDBや市内病院のDPCデータ）も活用することを想定されていますか。	本市が所有するKDB、YoMDB等の非公表データの活用は想定していません。なお、DPCデータについては、本市ではデータを所有していませんが、厚生労働省やDPC参加病院等が公表する範囲で提案いただくことは可能です。
7		業務説明資料 P1、「6 業務概要（1）」	平成30年度 病床機能報告内のデータについて、医療機関そのもの間違いや部分的に誤りとみられるデータ（異常値）がございました。 そうしたデータについては受託者側で欠損値処理を行うのか、御市から訂正・修正依頼を県に依頼されるのか、方針をお聞かせ願います。	基本的には、欠損処理を想定していません。ただし、「令和元年度第2回横浜地域医療構想調整会議」において補正を行ったもの（在棟患者延べ数）については、補正值の使用を想定しています。 なお、契約締結後、当該補正を反映したxlsxファイルを提供する予定です。
8		業務説明資料 P2、「6 業務概要（1）」	本業務の成果物について、地域医療検討会での議論の材料とすることが想定されていますが、当該成果物について横浜市地域医療検討会ホームページなどで公表する予定はありますか。	原則公開対象となります。
9		業務説明資料 P2、「6 業務概要（2）」	推計病床数の検証支援において、「神奈川県地域医療構想」及び「よこはま保健医療プラン2018」での推計の際に用いられたツール（厚生労働省の必要病床推計ツールなど）は利用可能ですか。	利用できません。

「2025年に向けた医療機能確保関係調査等業務委託」（公募型プロポーザル）質問回答書（令和2年3月13日）

項目等		該当資料	質問内容	回答
10	業務内容について	業務説明資料 P2、「6 業務概要（2）」	7方面に関しての医療供給は、各医療機関の所在地がどの方面に属しているかの判断基準を頂ければ算定可能ですが、医療需要については各7方面の距離範囲もしくは該当市区町村・町丁目が必要かと思いますが、プロポーザルの内容にもかかわるので事前に開示いただけますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療供給について 契約締結後、各医療機関がどの方面に属しているか等が分かる資料を提供する予定です。</li> <li>・医療需要について 方面円について距離範囲を設定しており、該当市区町村・町丁目には分割していません。なお、契約締結後、方面ごとの人口等を500m四方単位で計算したデータをサンプル提供することは可能です。</li> </ul>
11	その他	—	プロポーザルに関するヒアリングにおいて、提案書の内容を抜粋した説明用資料を別途作成し、これをもとに説明することは可能でしょうか。	可能です。ただし、提案書等の提出期限（3/23（月）17時）までに提出いただくようお願いいたします。
12		—	プロポーザルに関するヒアリングにおいて、プロジェクターやスクリーンなどの機材を拝借することは可能でしょうか。	可能です。なお、ヒアリング時には、提案書等をプロジェクターにあらかじめ投影します。
13		—	協力企業に業務内容を部分的に再委託契約で依頼することは可能でしょうか。	本市委託契約約款では、「契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定しています。 上記に沿って検討いただき、個別の内容については、プロポーザル特定後に協議することになります。
14		「業務説明資料」 P1、「6 業務概要（1）」	「業務説明資料」6 業務概要に「（詳細は補足説明資料を参照）」との記載がございますが、補足説明資料とは具体的にどの資料を指しますでしょうか。また、その資料をご供与頂けませんでしょうか。	市ホームページに公開しました。お手数ですが、ご確認願います。
15	業務説明資料「6業務概要」において、「詳細は補足説明資料を参照」との記載があります。市ホームページでは公表されておりませんので、公表をお願いします。			